

平成 23 年 3 月 14 日

各位

株式会社 りそな銀行

株式会社 埼玉りそな銀行

**赤い羽根共同募金に交換されたりそなクラブポイント、埼玉りそなクラブポイントの
東北地方太平洋沖地震の義援金への充当について**

この度の東北地方太平洋沖地震により、被害に遭われた皆さまには、心からお見舞い申し上げます。

りそなグループのりそな銀行（社長 岩田直樹）と埼玉りそな銀行（社長 上條正仁）は、本日より、りそなクラブならびに埼玉りそなクラブの提携先である赤い羽根共同募金（中央共同募金会、埼玉県共同募金会）に交換されたポイント（りそなクラブポイント、埼玉りそなクラブポイント）を、東北地方太平洋沖地震の被災者支援や被災地復興のための義援金に充当する取り扱いを開始することと致しましたので、お知らせ致します。当面の間、赤い羽根共同募金へのポイント交換は一律、東北地方太平洋沖地震の被災者支援や被災地の復興支援のための義援金に充当させていただきます。

なお、本手続きを通した寄付に対する領収書の発行はいたしかねますのでご了承ください。

※ りそなクラブポイント、埼玉りそなクラブポイント

りそなクラブポイント、埼玉りそなクラブポイントともに、100 ポイント以上 1 ポイント単位で交換が可能です。（100 ポイントで 100 円の寄付になります。）ポイント交換手続きは会員専用サイトまたは店頭で行えます。（店頭でのお手続きには、口座番号（通帳またはキャッシュカード）と口座のお届印が必要です。）

以上